**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年８月 12 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①楢原旅行企画　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1057号　④楢原賢二　埼玉県羽生市中岩瀬1212　⑤本社　埼玉県羽生市中岩瀬1212　⑥平成21年９月24日　⑧平成28年６月20日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県羽生市中岩瀬1212　楢原信子

Ｂ　①有限会社アロースターインターナショナル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5152号　④有限会社アロースターインターナショナル　東京都中央区銀座八丁目14番12号銀座第１ビル３階　代表取締役　タムユントン　⑤本社営業所　東京都中央区銀座八丁目14番12号銀座第１ビル３階　⑥平成14年５月16日　⑧平成28年６月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫有限会社アロースターインターナショナル　東京都中央区銀座八丁目14番12号銀座第１ビル３階　代表取締役　タムユントン

Ｂ　①東京旅企画　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5203号　④稲田徹　東京都北区東十条一丁目５番５－302号梁島第３ビル　⑤東京旅企画　東京都荒川区荒川二丁目46番９号　⑥平成14年８月27日　⑧平成28年７月11日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都北区東十条一丁目５番５－302号梁島第３ビル　稲田久子

Ｃ　①名申国際旅行会社（Ｍ＆Ｓ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1370号　④株式会社名申国際　名古屋市東区泉三丁目17番10号泉ビル７階705号　代表取締役　北川花　⑤本社営業所　名古屋市東区泉三丁目17番10号泉ビル７階705号　⑥平成26年６月20日　⑨平成28年６月９日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市東区泉三丁目17番10号泉ビル７階705号室　株式会社名申国際　代表取締役　北川花

Ｂ　①株式会社栄美　②第２種旅行業　③徳島県知事登録旅行業第２－144号　④株式会社栄美　徳島県吉野川市鴨島町麻植塚341番地１　代表取締役　近藤右男　⑤本店営業所　徳島県吉野川市鴨島町麻植塚341番地１　⑥平成20年６月12日　⑧平成28年８月１日　⑩1100万円　⑪徳島県知事　⑫徳島県吉野川市鴨島町麻植塚341番地１　株式会社栄美　代表取締役　近藤右男

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年８月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社エイ・アンド・エイ・エアーサービス　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1219号　④株式会社エイ・アンド・エイ・エアーサービス　代表取締役　阿部龍雄　⑤本社営業所　東京都港区芝大門一丁目３番６号　⑥平成５年10月８日　⑦平成28年６月20日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社ワールドエクセレントジャパン　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5651号　④株式会社ワールドエクセレントジャパン　代表取締役　皆川治枝　⑤本社営業所　東京都港区麻布十番一丁目７番11号　⑥平成17年８月23日　⑦平成27年８月24日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①東海トラベル株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－892号　④東海トラベル株式会社　代表取締役　伊関みほ　⑤本社営業所　名古屋市千種区内山３丁目10番17号　⑥平成８年４月８日　⑦平成28年６月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①東京タクシー有限会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6885号　④東京タクシー有限会社　東京都東村山市久米川町五丁目28番地59　代表取締役　中條敦子　⑤本社営業所　東京都東村山市久米川町五丁目28番地59　⑥平成27年２月５日　⑦平成28年７月26日　⑧220万円　⑨1100万円